

〈論 説〉

EUにおける製造物責任指令の改正

カライスコス アントニオス

EUにおける製造物責任指令の改正

カライスコス アントニオス

I はじめに

近年、欧州連合（EU）では、EUレベルでの消費者法の展開がすさまじい勢いで進められている¹。そして、中でも特に目立つのが、社会のデジタル化やオンライン化への対応である²。このような対応は、消費者法の領域において、様々な角度から実現されている。そして、そのような角度の1つとして、製造物責任が挙げられる。すなわち、製造物責任法における「製造物」にソフトウェアが含まれるのか、製造物に組み込まれ、あるいは製造物と相互接続されている人工知能（AI）に欠陥があった場合の責任をどのように考えるのか、製造物のソフトウェアのアップデートやアップグレードが継続的にされ、それがなければ製造物が正常に機能しないような場合においても、製造物の欠陥の有無を製造物が製造業者によって引き渡された時点という1つの時点だけを基準として評価することによ

1 EU消費者法における展開の分析として、中田邦博＝カライスコス アントニオス「EU消費者法の現代化——消費者の権利の実効性確保に向けて——」中田邦博＝鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日本評論社、2024年）168頁以下を参照。

2 EUにおけるデジタル化への法対応については、たとえば、クリスチャン・トゥイグ＝フレスナー（カライスコス アントニオス訳）「デジタル化と法——EUにおける最新の動向」中田邦博＝鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日本評論社、2024年）217頁以下を参照。

いのかなどといった課題について、日本でもこれまで製造物責任法の領域において議論がされ、検討が加えられてきたところであるが³、EUでは、このような問題を正面から捉えて規律するべく、新たな製造物責任指令が2024年10月に採択されたのである（詳細については、後述する）。

新指令は、EUレベルでの法であり、EU加盟国を対象としてこれを国内法化する義務、すなわち、その内容に沿った形で国内法を整備する義務を課すものである。したがって、日本国内における製造物責任の在り方に直ちに直接影響を与えるものではない。他方で、EUに向けて日本から輸出される製造物については当然ながら新指令が適用される。また、これまでのEU法で度々そうであってきたように、ここでも、EU法のいわゆる「ブリュッセル効果」が生じ、その影響が世界的に波及することが予想される⁴。そのような影響力と、改正の内容が前記のように日本でも議論されてきた課題と一致するところが大きいこともあり、新指令に関連する展開は、日本でも注目を集めている⁵。そこで、本稿では、日本に向けた製造

3 これらの点について考察する論文として、伊藤崇「製品安全に関する法律の整理と課題」国民生活研究63巻2号（2023年）17頁以下、平野普「AIネットワークと製造物責任——設計上の欠陥を中心に」情報通信政策研究2巻1号（2018）45頁以下、岩崎優貴「自動運転と製造物責任法」国民生活研究64巻1号（2024年）59頁以下などがある。

4 この視点からの新指令の分析として、Gerhard Wagner, *Liability Rules for the Digital Age – Aiming for the Brussels Effect*, Forschungsinstitut für Recht und digitale Transformation, Working Paper Series(2023)、およびPhilipp Hacker, *The European AI liability directives – Critique of a half-hearted approach and lessons for the future*, Computer Law & Security Review, vol. 51 (2023) を参照。

5 関連する文献として、たとえば、若林三奈「EU製造物（欠陥製品）責任指令提案の現在——2024最終文書の概要——」龍谷法学57巻2号（2024年）87頁以下、小塚莊一郎「AI製品に対応したEUの製造物責任ディレクティブ改正」情報法制研究15号（2024年）37頁以下、前田太郎「EUにおける製造物責任指令改正案のドイツ法を踏まえた概観——日用品に搭載されたAIシステムによる人身侵害事例を例にして」国民生活研究64巻1号（2024年）22頁以下、大塚直＝石巻実穂「欠陥製品に対する責任に関する欧州議会及び閣僚理事会指令案」環境法ノ

物責任の将来的なあり方を考察するための基礎材料として、EUにおける改正の経緯や内容を取り上げて解説することとする⁶。

II 1985年のEU製造物責任指令について

1 序

EUにおける製造物責任をEUレベルで初めて規律したのが、1985年に採択されたEU製造物責任指令85/374/EECである（以下、「旧製造物責任指令」という⁷）。旧製造物責任指令は、日本の1994年の製造物責任法の制定の際にモデルとして用いられており⁸、両法の規定を比較すると、重要な違いがありつつも、基本的な部分においてかなり類似していることが分かる。旧製造物責任指令は、その採択後、本稿で取り扱う近時の大改正の他には、1999年に指令1999/34/EC⁹によって改正されている。この改正によ

ㄨ 研究17号（2023年）205頁以下、柴田龍「AIによる権利侵害と民事責任」新美育文ほか編『不法行為法研究④』（成文堂、2023年）93頁以下、福岡真之介「AI民事責任・製造物責任——EUのAI責任指令案・製造物責任指令改正案を踏まえて」NBL1237号（2023年）28頁、フォルカー・ミヒヤエル・イエーニツヒ氏講演録（メンクハウス・ハインリッヒ監訳）「ドイツ法における自動運転の賠償責任」法論96巻4＝5号（2024年）115頁以下などがある。

6 なお、旧製造物責任指令の改正に向けた経緯も含めて、日本の製造物責任法との比較法的な分析および考察を行う文献として、米田俊樹ほか「製品事故救済に係る民事法制に関する国際研究」（プログレッシブ・レポート、2023年）を参照。また、日本の製造物責任法の分析として、さしあたり、宮下修一ほか『消費者法』（第2版、有斐閣、2024年）281頁以下〔カライスコス〕、中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法』（第5版、日本評論社、2022年）372頁以下〔永下〕を参照。

7 Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products.

8 大村敦志『消費者法』（第4版、有斐閣、2011年）106頁などを参照。

9 Directive 1999/34/EC of the European Parliament and of the Council of 10 May 1999 amending Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States

り、旧製造物責任指令における「製造物」の範囲が、農畜水産物にも拡大された。すなわち、1999年に改正される前の旧製造物指令では、「製造物」の概念から、農畜水産物の原材料および狩猟鳥獣が除かれていたところ（旧製造物責任指令2条）、1999年の改正後は、この除外が削除されている。この改正のきっかけとなったのは、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国での牛海綿状脳症（BSE）の影響だった¹⁰。BSEの広まりによって失われつつあった、イギリス産の牛肉を初めとするヨーロッパ産の自然産物への信頼を取り戻すために、政策的に行われた規制強化として位置づけられる。

2 いくつかの基本項目

以下では、新製造物責任指令における規制内容をよりの確に把握するための前提として、旧製造物責任指令におけるいくつかの基本項目について、その内容を確認していきたい¹¹。

（1）「製造物」の概念

旧製造物責任指令では、「製造物」の概念は、他の動産や不動産に組み込まれているものも含め、すべての動産をいうものとして定められている。また、「製造物」には電気も含まれる旨が明記されている（旧製造物責任

↘ concerning liability for defective products.

10 たとえば、朝見行弘「製造物と部品・原材料」ウェブ版国民生活116号（2022年）35頁。

11 旧製造物責任指令の内容に関する分析としては、さしあたり、Piotr Machnikowski, *European Product Liability*, Intersentia, 2016; Geraint Howells, Christian Twigg-Flesner and Thomas Wilhelmsson, *Rethinking EU Consumer Law*, Routledge, 2019, pp. 258 ff.; Stephen Weatherill, *EU Consumer Law and Policy*, Second edition, Edward Elgar Publishing, 2016, pp. 172 ff.; Norbert Reich and others, *European Consumer Law*, Second edition, Intersentia, 2014, pp. 239 ff.を参照。

指令2条)。

(2) 製造物責任を負う主体

旧製造物責任指令では、製造物責任を負う主体については、次のように定められている(3条)。

まず、「製造者」とは、完成品の製造者、原材料の製造者、部品の製造者、および製造物に名前、商標、その他の識別記号を付けることにより、自らをその製造者と称する者をいう(旧製造物責任指令3条(1))。さらに、製造者の責任を損なうことなく、事業の過程で販売、賃貸、リース、またはあらゆる形態の流通を目的としてEUに製造物を輸入する者は、旧製造物責任指令の意味における製造者とみなされ、製造者として責任を負うこととされていた(旧製造物責任指令3条(2))。加えて、製造物の製造者が特定できない場合、製造物の各供給者は、合理的な期間内に製造者または製造物を供給した者の身元を被害者に通知しない限り、その製造物の製造者として扱われる。EU域内に向けて輸入された製造物の場合において、その製造物が前掲3条(2)に規定されている輸入者の身元を表示していないときは、たとえ製造者の名前が表示されているとしても、同様とされる(旧製造物責任指令3条(3))。

(3) 立証責任

旧製造物責任指令では、損害、欠陥、および欠陥と損害の因果関係の立証責任は、被害者が負うこととされている(4条)¹²。

12 旧製造物責任指令における立証責任が被害者救済の障壁となってきたことについては、過去から指摘がされてきている。詳細についてはMartin Ueffing, *Directive 85/374 – European Victory or a Defective Product Itself?*, in: *Europeanisation of Private Law*, Marble Research Papers, vol. IV (2013), pp. 373 ff.; Christopher J. S. Hodges, *Product Liability in Europe: Politics, Reform and Reality*, William Mitchell Law Review, vol. 27, issue 1 (2000), pp. 121 ff.; Sa-ノ

(4) 期間制限

旧製造物責任指令では、損害賠償の責任期間は3年と定められている。この期間は、原告が損害、欠陥、および製造者の身元について知った日、または合理的に知るべきであった日から起算される（旧製造物責任指令10条（1））。さらに、製造者が損害を引き起こした製造物を流通させた日から10年を経過した時も、被害者の権利は原則として消滅する（旧製造物責任指令10条（2））。

(5) 製造者の責任の制限

旧製造物責任指令によると、契約条項をもって、被害者との関係において製造者の責任を制限または除外することはできない（旧製造物責任指令12条）。

3 適用対象

旧製造物責任指令は、欧州経済領域（EEA）¹³で販売されるすべての製造物に適用される。ただし、財産的損害（欠陥のある製造物そのものを除く）に対する補償は、最低500ユーロのしきい値で、個人使用または消費用の製造物に限定される（旧製造物責任指令9条（b））。

4 製造者の免責

旧製造物責任指令では、製造者は、特定の条件の下で責任を免れる旨が定められている。たとえば、次の事項のいずれかを証明した場合である。まず、自ら製造物を流通させたわけではないこと（旧製造物責任指令7条

↘ die Whittam, *Mind the compensation gap: towards a new European regime addressing civil liability in the age of AI*, International Journal of Law and Information Technology, vol. 30, issue 2(2022), pp. 249 ff.などを参照。

13 1994年に発足した、EU加盟国と、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国であるノルウェー、アイスランドとリヒテンシュタインによって構成される共同市場。

(a))である。次に、欠陥が、公的機関による強制的な規制への製造物の準拠によるものだということ（旧製造物責任指令7条（d））である。さらに、製造物が流通した時点での科学的または技術的知識の水準では、欠陥を発見できなかったこと（旧製造物責任指令7条（e））である。

Ⅲ 改正に向けた経緯

1 5年ごとの報告書

欧州委員会は、旧製造物責任指令の適用について、EU司法裁判所の判例の動向を追跡し、得られた情報や苦情を分析し、5年ごとに欧州連合理事会と欧州議会に報告している（旧製造物責任指令21条に基づく報告である）。改正までの間に、これに従い5つの報告書が提出されている。すなわち、第1報告書は1995年に¹⁴、第2報告書は2001年に¹⁵、第3報告書は2006年に¹⁶、第4報告書は2011年に¹⁷、そして、第5報告書は2018年に¹⁸

14 First report on the application of Council Directive on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products - COM(95) 617 final.

15 Report from the Commission on the Application of Directive 85/374 on Liability for Defective Products - COM(2000) 893 final.

16 Report from the Commission to the Council, the European Parliament and the European Economic and Social Committee - Third Report on the application of Council Directive on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC of 25 July 1985, amended by Directive 1999/34/EC of the European Parliament and of the Council of 10 May 1999)- COM(2006) 496 final.

17 REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE Fourth report on the application of Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products amended by Directive 1999/34/EC of the European Parliament

それぞれ公表されたのである。第5報告書は、2011年から2015年までの期間を対象とするもので、その結論部分では、「第四次産業革命——責任に対する実践的なアプローチ」として、それに沿った改正の必要性に言及されている¹⁹。

2 外部調査を含む公式の評価

(1) 公式評価

2018年に、旧製造物責任指令の評価に関する公式の文書が欧州委員会によって公表された²⁰。この公式評価は、モノのインターネット（IoT）や

↘ and of the Council of 10 May 1999 - COM(2011) 547 final.

18 REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE on the Application of the Council Directive on the approximation of the laws, regulations, and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC)- COM(2018) 246 final. 第5報告書の和訳として、夏井高人「製造物責任指令報告書COM(2018) 246 final[参考訳]」法と情報雑誌3巻9号（2018年）269頁以下がある。第5報告書に関連する評価プロセスが開始された際に、EUにおける第2層の消費者団体（加盟各国における代表的な第1層の消費者団体を構成員とするもの）である欧州消費者機構（BEUC）は、「REVIEW OF PRODUCT LIABILITY RULES: BEUC Position Paper」と題する意見書（ポジション・ペーパー）を公表している。その内容は、同機構のウェブサイトhttps://www.beuc.eu/sites/default/files/publications/beuc-x-2017-039_csc_review_of_product_liability_rules.pdfで閲覧できる。本稿で引用するウェブサイトは、いずれも2025年1月15日に最終アクセスしたものである。

19 第5報告書8頁以下。

20 COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Evaluation of Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products Accompanying the document Report from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee on the Application of the Council Directive on the approximation of the laws, regulations, and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC)- SWD↗

自律システムなどの技術進歩を考慮に入れながら、旧製造物責任指令の有効性、効率性、一貫性、関連性、そしてEUにもたらす付加価値を評価することを目的としていた。公式評価では、「有効性——製造物責任指令がどの程度その目的を達成したかを評価する」という大きな枠組み（公式評価の項目「5.1.」）の中で、次の事項について検討されている。すなわち、厳格責任準則の調和と効果的に機能する国内市場に対する有効性（項目「5.1.1.」）、消費者の損害賠償請求権と消費者保護に対する有効性（項目「5.1.2.」）、および、新しい技術開発に対する有効性（項目「5.1.3.」）である²¹。その際、コストと利益についても詳細な分析が行われている。

（2）外部調査

2018年に公表された外部調査の報告書²²は、前記の公式評価をサポートするために委託された外部調査に基づくものであり、2000年から2016年の期間における28の加盟国全体での旧製造物責任指令の機能と実績を検討するものである。外部調査は、旧製造物責任指令の潜在的な欠点を特定し、新たな技術開発へのその適用可能性を評価することに焦点を当てている。以下では、外部調査の内容のうち、本稿との関係で特に注目に値すると思われるいくつかの項目に焦点を当てていく。

まず、「裁判所に持ち込まれた訴訟と勝訴率」という項目（項目「4.6.」）がある²³。これによると、2000年から2016年までに、EUでは、旧製造物責任指令の規定に基づく訴訟が少なくとも798件提起されている。訴訟の対象となっている製造物は通常、訴訟が提起された加盟国で製造され

↘ (2018) 157 final.

21 公式評価21頁以下。

22 Evaluation of Council Directive 85/374/EEC on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products – Final Report.

23 外部調査報告書21頁以下。

ており、被告はほとんどの場合、完成品の製造者である。原告が、旧製造物責任指令を該当する加盟国において実施する国内法を援用する場合もあるが、裁判所は、このように旧製造物責任指令が援用された訴訟の20%において、同指令以外の法的根拠に基づいて損害賠償を認めている。原告が損害賠償を得ることに成功した裁判件数については、2000年から2016年にかけて、欠陥のある製造物に関する訴訟の約60% (798件中476件) で請求が認容されたと記されている。

次に、「消費者が損害賠償を求める際に直面する困難」という項目（項目「4.7.」）がある²⁴。これによると、欠陥のある製造物に対する請求が棄却される最も一般的な理由は、立証責任、具体的には欠陥の立証と欠陥と損害の因果関係の立証の困難性である。この2つの立証のいずれかに失敗した件数を合計すると、棄却された件数の53%を占めるといふ。また、立証は、特に医療および製薬の分野において困難であるとの記述がある²⁵。

加えて、「新しい技術開発に関連して国内裁判所に提起された訴訟」という項目（項目「4.8.」）がある²⁶。そこでは、加盟国レベルにおける机上調査により、ブルガリアにおいて、新たな技術開発に具体的に関連する請求（製造物責任に関するもの）が行われた事例が1件だけ特定されたと説明されている。この訴訟は、購入後に様々なソースからのソフトウェアやアプリケーションをインストールできる製品であるストレージ・ユニットに関するものであった。そこでの争点は、ストレージ・ユニットに欠陥があり、誤動作していたため、コンピューターがそれを認識できなかったことに関するものであった。その結果として生じた損害は、外付けハー

24 外部調査報告書23頁以下。

25 なお、日本における製薬の分野と製造物責任について分析する論文として、Fumihito Nagano and Antonios Karaikos, *Pharmaceuticals products liability in Japan*, *Pharmaceuticals Policy and Law*, vol. 20, no. 1-4 (2018), pp. 59 頁がある。

26 外部調査報告書24頁以下。

ド・ディスクの欠陥によって保存された情報が失われたことであった。原告は、約800ユーロ（1600ブルガリア・レフ）の損害賠償を求めたが、結局、欠陥が発生する前に情報が外付けディスクに保存されていたことも、情報の損失によって被った損害も証明することができなかったという。

3 パブコメ

旧製造物責任指令の改正に向けて、前記の公式評価の一環として、欧州委員会は、旧製造物責任指令の評価に関するパブコメ手続を行った²⁷。このパブコメの目的は、旧製造物責任指令の適用とパフォーマンス、特に新しい技術開発によって生じる課題との関連性について、利害関係者のフィードバックを収集することにあった。パブコメの結果の概要（以下、「パブコメ結果概要」という）は、2017年5月に公表されている²⁸。以下では、いくつか本稿と特に関連性のある項目について、結果の内容をより詳細に見ていく。

(1) 旧製造物責任指令の適用に関する認識と実務経験²⁹

この項目については、回答者の大多数（74.6%）は、旧製造物責任指令に定められた準則を認識していると回答した。製造者と消費者の約4分の1、およびその他の回答者（公的機関と市民社会）の半数以上が、旧製造物責任指令の実務経験があると述べている。最も頻繁に発生した事案は、電気機器、機械、自動車、ソフトウェアと通信、医療機器、医薬品、化粧品に関するものであった。また、損害賠償が認められた事案では、訴訟を通じてではなく、裁判外で取り決めることが多いようである。

27 その詳細については、欧州委員会のウェブサイト<https://ec.europa.eu/newsroom/growth/items/453590/en>を参照。

28 結果の概要は、欧州委員会のウェブサイト<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/23471>からダウンロード可能である。

29 パブコメ結果概要2頁以下。

(2) 革新的な技術開発を含む指令のパフォーマンス³⁰

この項目については、回答者の85%以上が、旧製造物責任指令は消費者と製造者のいずれにとっても有利であると考えている。なぜなら、消費者がEUのどこにいても同じ権利を享受でき、旧製造物責任指令で規定されている製造物責任準則がすべての加盟国で同じとなっているからである。また、回答者の68%は、旧製造物責任指令は製造者の利益と消費者の利益の公平なバランスを保っていると考えている。製造者の利益と消費者の利益の公平なバランスに関するこの見解は、パプコメに寄せられたほとんどの意見表明書（ポジション・ペーパー）にも明示的に記載されている。

製造者と消費者の半数強（52%）は、旧製造物責任指令は革新的な技術開発に対処する際に自らのニーズを満たすのに十分であると述べている。その他の回答者（公的機関および市民社会を含む）の48%は、旧製造物責任指令は革新的な製造物を扱う製造者のニーズを満たしていると考えており、消費者のニーズを満たしていると考えているのはわずか32%であった。

製造者の45%、消費者の58%、その他の回答者（公的機関や市民社会を含む）の44%は、一部の製造物（購入後に様々なソースからのソフトウェアやアプリケーションをインストールできる製造物、アルゴリズム、データ分析、自己学習アルゴリズムに基づいて自動タスクを実行する製造物、または関連サービスとバンドルして購入される製造物など）については、旧製造物責任指令の適用に問題があるか、あるいはその適用が不確実である可能性があると考えている

(3) 旧製造物責任指令の準則は将来に耐えうるものなのか³¹

この項目については、製造者の4分の1、消費者の54%、その他の回答者（公的機関や市民社会を含む）の40%が、旧製造物責任指令は上記の革

30 パプコメ結果概要3頁。

31 パプコメ結果概要3頁。

新的な製造物に合わせて調整する必要があると考えている。また、製造者の40%、消費者の12.5%、その他の回答者（公的機関や市民社会など）の28%は、旧製造物責任指令の準則を明確にするガイドラインに賛成している。さらに、製造者の27.5%、消費者の43.7%、その他の回答者（公的機関や市民社会など）の32%は、指令の改正に賛成している。加えて、製造者の12.5%、消費者の22.92%、その他の回答者（公的機関や市民社会など）の12%は、そのような製造物に特化した新しい法令に賛成している。これらのことから、パブコメ結果概要では、大まかに言えば、寄せられた意見書の意見の半数は、現在の規制枠組みは新しい技術開発に関連する責任問題に対処するのに十分であると考えているが、残りの半数は指令の改正を歓迎するだろうと結論付けられている。

4 専門家グループの設置

旧製造物責任指令の改正に向けて、欧州委員会は、責任と新技術に関する専門家グループ³²を設置した。この専門家グループは、2018年3月にEU専門家グループのレジスタに登録された。このグループの目的は、旧製造物責任指令の従来の製造物への適用、および、新技術や新たな社会的課題への適用可能性に関する専門知識を欧州委員会に提供し（製造物責任指令の形成）、新技術についてEUレベルおよび加盟国レベルで適用される法の可能な適応のガイドラインとして役立つ原則の策定において委員会を支援する（新技術の形成）ことにあった。このような2つの目的に照らし、専門家グループには、次の2つの構成があった。すなわち、「製造物責任構成」は、旧製造物責任指令に関するガイドラインの作成において欧州委員会を支援し、「新技術構成」は、EUおよび加盟国レベルでのより広

32 その内容、会議録や構成員等の詳細は、欧州委員会のウェブサイト<https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&do=groupDetail.groupDetail&groupID=3592>で閲覧できる。

範な責任枠組みに対する新興デジタル技術の影響を評価したのである。

5 報告書

欧州委員会は、2020年に、人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）、ロボット工学に関する責任と安全の枠組みのより広範な影響、潜在的な空白、および方向性に関する報告書を発表した³³。その結論の概要は、次の通りとなっている³⁴。

第1に、AI、IoT、ロボット工学などの新しいデジタル技術の出現により、接続性、自律性、データ依存性、不透明性、製品とシステムの複雑さ、ソフトウェアのアップデート、より複雑な安全管理とバリューチェーンなど、製造物の安全性と責任に関する新たな課題が生じているとされている。

第2に、報告書当時の製品安全法には、特に一般製品安全指令2001/95/EC³⁵、機械指令2006/42/EC³⁶、無線機器指令2014/53/EU³⁷、製品の安全

33 REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE Report on the safety and liability implications of Artificial Intelligence, the Internet of Things and robotics - COM(2020) 64 final.

34 報告書16頁以下。

35 Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety(現在は、廃止済み)。規則 (EU) 2023/988(Regulation(EU) 2023/988 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 on general product safety, amending Regulation(EU) No 1025/2012 of the European Parliament and of the Council and Directive (EU) 2020/1828 of the European Parliament and the Council, and repealing Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council and Council Directive 87/357/EEC) によって置き換えられた。

36 Directive 2006/42/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on machinery, and amending Directive 95/16/EC(recast)。

37 Directive 2014/53/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC。

性と市場監視に関する規則（EC）No 765/2008³⁸ および製品の流通の共通枠組に関する決定（EC）No 768/2008/EC³⁹ において、対処が必要な空白が数多くあると指摘されている。このような枠組みにおける様々な法令の適応に関する将来的な作業は、一貫性と調和のとれた方法で行われることになるかとされている。

第3に、安全性に関する新しい課題は、責任に関する新しい課題も生み出すと記されている。これらの責任関連の課題は、技術革新のニーズとのバランスを保ちながら、従来の技術の被害者と比較して同レベルの保護を確保するために対処する必要があるという。これにより、そのような新しいデジタル技術への信頼と、投資の安定性が生まれるとされている。

第4に、原則として、既存のEUおよび加盟各国の損害賠償法は新興技術に対処できるが、AIの課題の大きさと複合的な影響により、損害賠償が正当化されるすべてのケースで被害者に損害賠償を提供することがより困難になる可能性があると指摘されている。したがって、損害が発生した場合の費用の配分は、現在のルールでは不公平または非効率となる可能性があるという。これを修正し、既存の枠組みの潜在的な不確実性に対処するために、EUによる適切なイニシアチブを通じて旧製造物責任指令と加盟各国の損害賠償制度に一定の調整を加えることを、対象を絞ったりリスクベースのアプローチ、つまり異なるAIアプリケーションが異なるリスクをもたらすことを考慮に入れて検討できる可能性があるかとされている。

38 Regulation (EC) No 765/2008 of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products and repealing Regulation (EEC) No 339/93.

39 Decision No 768/2008/EC of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 on a common framework for the marketing of products, and repealing Council Decision 93/465/EEC.

6 製造物責任改正指令提案に向けた最終的なプロセス

上記のような一連の流れを受けて、製造物責任改正指令提案に向けた最終的なプロセスがより具体的に進められた。すなわち、フィードバック期間（2021年6月30日から2021年7月28日まで）が設けられ⁴⁰、その後、パブコメが行われ（2021年10月18日から2022年1月10日まで）⁴¹、2022年9月28日に製造物責任改正指令提案が公表されたのである⁴²。製造物責任改正指令提案の公表後、フィードバック期間（2022年10月3日から2022年12月11日まで）が設けられた⁴³。

また、製造物責任改正指定提案を支える重要な文書として、次の2つがある。

第1は、2022年9月28日に公表された、旧製造物責任指令の改正の影響評価報告書である⁴⁴。影響評価報告書では、旧製造物責任指令に関して2つの問題が特定されている⁴⁵。1つ目の問題は、デジタル経済と循環型経済における一定の製造物、経済主体、および損害が、無過失責任を免れて

40 フィードバックの内容は、欧州委員会のウェブサイトhttps://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12979-Product-Liability-Directive-Adapting-liability-rules-to-the-digital-age-circular-economy-and-global-value-chains/feedback_en?p_id=25978118で閲覧可能である。

41 パブコメの内容は、欧州委員会のウェブサイトhttps://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12979-Product-Liability-Directive-Adapting-liability-rules-to-the-digital-age-circular-economy-and-global-value-chains/public-consultation_enで閲覧可能である。

42 Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on liability for defective products - COM(2022) 495 final.

43 フィードバックの内容は、欧州委員会のウェブサイトhttps://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12979-Product-Liability-Directive-Adapting-liability-rules-to-the-digital-age-circular-economy-and-global-value-chains/feedback_en?p_id=31528257で閲覧可能である。

44 Commission Staff Working Document: Impact Assessment Report, Accompanying the document: Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on liability for defective products - SWD(2022) 316 final.

45 影響評価報告書10頁以下。

いることである。そして、2つ目の問題は、消費者が補償を受けるのに障壁に直面しているということである。これらの問題に対する政策オプションとして、影響評価報告書では次のものが示されている⁴⁶。すなわち、政策オプション1a-デジタル要素を備えた製造物および循環型経済への適応、政策オプション1b-安全関連ソフトウェア自体の組み込みと循環型経済への適応、政策オプション1c-ソフトウェア自体および新しいタイプの損害の組み込み、循環型経済への適応、政策オプション2. a-立証責任の軽減、請求に対する不均衡な制限の削減、同時に公正な利益の均衡を確保すること、政策オプション2b-立証責任の転換、である。

第2は、2022年6月に公表された、前記の影響評価を裏付ける影響評価調査である⁴⁷。そこでは、第1の目的（製造物責任指令をデジタル時代と循環型経済に適応させる）を達成するには、政策オプション1bが優先政策オプションとして特定された。また、第2の目的（請求と損害賠償の障壁を軽減する）を達成するには、関連するトレードオフを考慮すると、許容できる費用対効果比で目的を達成できる政策オプション2aが優先政策オプションとして特定された。なお、影響評価調査では、改正後の製造物責任指令の実施に関連して製造者には追加コストが発生するが、これは利益の増加によって大部分が相殺されると指摘されている。たとえば、製造物責任保険のコストがわずかに増加する可能性があるが、支払われる損害賠償額は保険でカバーされるという。そして、製造者は、消費者保護の強化と並行して、より大きな法的確実性の恩恵を受けることになることとされている⁴⁸。

46 影響評価報告書29頁以下。

47 Impact assessment study on the possible revision of the Product Liability Directive - No. 887/PP/GRO/IMA/20/1133/11700.

48 影響評価報告書のエグゼクティブサマリー10頁。同エグゼクティブサマリーは、欧州連合出版局のウェブサイト<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/ba5708d0-3ed7-11ed-92ed-01aa75ed71a1/language-en>からダウンロード

7 学術的な取組み

本稿では詳細に取り扱わないが、旧製造物責任指令の改正に向けた重要な学術的な取組として、ヨーロッパ法協会（ELI）⁴⁹によって、デジタル時代に向けた旧製造物責任指令改正のための基本方針（2021年）⁵⁰と、ELI製造物責任改正指令提案（2022年）⁵¹がそれぞれ公表されている。

IV 新製造物責任指令の主な内容

本稿でこれまで紹介した一連のプロセスを経て、新製造物責任指令について、欧州議会による決定（第1読会）が2024年3月12日に行われ⁵²、EU理事会による、欧州議会決定（第1読会）の承認が2024年10月10日に行われた。そして、2024年10月23日に、指令（EU）2024/2853⁵³として採択され、同年11月18日にはEU官報に掲載され、掲載の時から20日後に発効した。加盟国は、2026年12月9日までにその内容を国内法化する義務を負う（新製造物責任指令22条（1））。以下では、新製造物責任指令における主な変更点について概観する。

↘ ロード可能である。

49 <https://www.europeanlawinstitute.eu/>

50 Guiding Principles for Updating the Product Liability Directive for the Digital Age. その概説および和訳として、中田邦博（監修／監訳）永下泰之（紹介／訳）カライスコス アントニオス＝川村尚子（訳）「ELIの製造物責任法提案の紹介と翻訳」中田邦博＝鹿野菜穂子編『デジタル時代における消費者法の現代化』（日本評論社、2024年）380頁以下を参照。

51 ELI Draft of a Revised Product Liability Directive.

52 第1読会において採択された製造物責任改正指令提案の内容は、欧州議会のウェブサイトhttps://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0132_EN.htmlで閲覧可能である。

53 Directive (EU) 2024/2853 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on liability for defective products and repealing Council Directive 85/374/EEC.

1 デジタル製品への適用

新製造物責任指令では、「製造物」とは、他の動産または不動産と統合または相互接続されている場合を含む、すべての動産を意味するとされている。これには、電気、デジタル製造ファイル、原材料、ソフトウェアが含まれる（新製造物責任指令4条（1））。このように、「製造物」の概念に「ソフトウェア」が含まれることになったが、その定義規定は、特に置かれていない。これは、ソフトウェア概念が日々進化し変化する中で、定義規定が陳腐化することを避けるためである⁵⁴。他方で、その内容に関連する記述として、新製造物責任指令前文（13）では、デジタル時代の製造物は、有形または無形であり、オペレーティング・システム、ファームウェア、コンピュータ・プログラム、アプリケーション、AIシステムなどのソフトウェアは、市場でますます一般的になり、製造物の安全性において一層重要な役割を果たしていることに言及されている。また、新製造物責任指令は、商業活動の外で開発または提供されるフリーかつオープンソースのソフトウェアには適用されない旨が定められている（新製造物責任指令2条（2））⁵⁵。

さらに、新製造物責任指令では、人工知能も、重要な位置づけを付与さ

54 関連する議論については、たとえば、Shu Li and Béatrice Schütte, *The proposal for a revised Product Liability Directive: The emperor's new clothes?*, Maastricht Journal of European and Comparative Law, vol. 30, no. 5 (2023), p. 577 以下を参照。

55 このように、「製造物」の概念に「ソフトウェア」が含まれたことについて、前掲の欧州消費者機構は、肯定的な意見を表明している。他方で、「ソフトウェア」の定義規定が置かれていないことについては、前記で紹介した新製造物責任指令前文（13）の内容を、規定内容として取り込むべきだとしている。詳細については、同機構による意見書「REVISION OF THE PRODUCT LIABILITY DIRECTIVE: Time to ensure effective and comprehensive protection for consumers damaged by defective products」（同機構のウェブサイトhttps://www.beuc.eu/sites/default/files/publications/BEUC-X-2023-023_Revision_of_the_product_liability_directive.pdfで閲覧可能）を参照。

れている。そして、その前文において、旧製造物責任指令は効果的かつ重要な手段ではあるが、AI、新しい循環型経済ビジネス・モデル、新しいグローバル・サプライ・チェーンなどの新技術に関連した開発に照らして、特に「製造物」という概念の意味に関して矛盾や法的不確実性が生じており、改正する必要があることに言及されている（新製造物責任指令前文（3））。

2 新技術への対応

（1）サイバー脆弱性

新製造物責任指令では、「欠陥」の概念が、次の通り改められている（7条）。すなわち、製造物が、人が期待する権利を有する安全性、またはEU法もしくは国内法で要求される安全性を提供しない場合⁵⁶、その製造物は欠陥があるとみなされる（新製造物責任指令7条（1））。製造物の欠陥を評価する際には、次の状況を含め、すべての状況を考慮しなければならない（新製造物責任指令7条（2））。(a) 製造物の外観および特性（ラベル、デザイン、技術的特徴、構成、パッケージ、および組み立て、設置、使用、メンテナンスの手順を含む）、(b) 製造物の合理的に予測可能な使用、(c) 製造物が市場に投入または使用開始された後に、製造物が引き続き新しい機能を学習または獲得する能力が製造物に与える影響⁵⁷、(d) 相互接続によるものも含め、製造物と一緒に使用されること

56 新製造物責任指令では、このように、ここで取り扱っている製造物の欠陥判断の基準のほか、本稿で取り上げている欠陥の推定、実質的な変更の判断等、様々な側面において、製造物責任の体系と製品の安全性に関するEU法の体系との間での連携が実施された。内容の詳細については、たとえば、Li and Schütte (op. cit. at note 54), p. 585 ㊦、若林・前掲注（5）93頁を参照。

57 このような学習機能に関する言及は、特に人工知能を意識してこれに対応するものである。新製造物責任指令における人工知能への対応の詳細については、Teresa Rodríguez de las Heras Balell, *The revision of the product liability directive: a key piece in the artificial intelligence liability puzzle*, ERA Forum, ➤

が予想される他の製造物が、その製造物に与える合理的に予測可能な影響、
 (e) 製造物が市場に投入または使用開始された時点、または製造者がその
 の時点以降も製造物の管理権を保持している場合は、製造物が製造者の管
 理権を離れた時点、(f) 安全に関連するサイバーセキュリティ要件を含
 む、関連する製品安全要件、(g) 製造物のリコール、または製品安全に
 関する管轄当局または経済事業者⁵⁸ によるその他の関連する介入、(h)
 製造物の使用が想定されているユーザー・グループの特定のニーズ、
 (i) 損害防止を目的とした製造物の場合、製造物がその目的を果たせな
 かったこと、である。

このように、新製造物責任指令では、「欠陥」の概念に「アップデート」や「アップグレード」が含まれることを明確に規定しているわけではない。しかし、特にアップデートやアップグレードを可能にするデジタル技術を通じて、製造者が、市場に出荷された後も製造物を管理する権限（後掲の（3）を参照）を保持している場合があることを定めている。このような継続的な管理は、アップデートやアップグレードによって欠陥が生じないようにし、製造物がそのライフサイクルを通じて安全であることを確保する責任を意味する。したがって、アップデートやアップグレードが製造物の安全性に悪影響を及ぼした場合、その製造物は新製造物責任指令に基づいて欠陥のある製造物に該当する可能性がある。

（2）統合または相互接続されたデジタル・サービス

新製造物責任指令の前文によると、デジタル・サービスが製造物に統合または相互接続され、サービスがないと製造物が機能の1つを実行できなくなることがますます一般的になっている。新製造物責任指令はサービス

↘ vol. 24(2023), pp. 247 ff., および小塚・前掲注（5）を参照。

58 経済事業者の概念については後掲の4条（15）、その責任の詳細については、後掲の8条を参照。

自体には適用されないが、統合または相互接続されたデジタル・サービス（「関連サービス」）は物理的なまたはデジタルのコンポーネントと同様に製造物の安全性を決定するため、無過失責任をこれらのサービスにも適用する必要があるという。これらの関連サービスは、製造物の製造元の管理下にある場合、統合または相互接続されている製造物のコンポーネントとみなす必要があるとされている（新製造物責任指令前文（17））。

前文の説明によれば、関連サービスの例としては、ナビゲーション・システムへの交通データの継続的な供給、物理製品のセンサーを使用してユーザーの身体活動または健康指標を追跡する健康モニタリング・サービス、スマート冷蔵庫の温度を監視および調整する温度制御サービス、音声コマンドを使用して1つ以上の製品を制御できる音声アシスタント・サービスなどがある。インターネット・アクセス・サービスは、製造者の管理下にある製造物の一部とはみなされず、インターネット・アクセス・サービスの欠陥によって生じた損害について製造者に責任を負わせることは不合理であるため、関連サービスとして扱うべきではないとされている。ただし、インターネット・アクセス・サービスに依存し、接続が失われた場合に安全性を維持できない製品は、新製造物責任指令の下では欠陥があると判断される可能性がある（新製造物責任指令前文（17））。

前記に出てきた概念のうち、「関連サービス」とは、製造物に統合されているか、または製造物と相互接続されており、そのサービスが存在しないと製造物が1つ以上の機能を実行できなくなるデジタル・サービスを意味する（新製造物責任指令4条（3））。さらに、「コンポーネント」とは、製造物に組み込まれている、または製造物と相互に接続されている、有形または無形のアイテム、原材料、または関連サービスを意味する（新製造物責任指令4条（4））。加えて、「経済事業者」とは、製造物またはその部品の製造者、関連サービスの提供者、権限ある代理人⁵⁹、輸入業者、フ

59 ここていう「権限ある代理人」とは、製造者から特定の業務に関して製造ノ

ルフィルメント・サービス提供者⁶⁰、または販売者を意味する（新製造物責任指令4条（15））。

（3）アップデートおよびアップグレード

新技術への対応の一環として新たに規定されるに至ったアップデートおよびアップグレードとの関係で重要となるのが、「製造者の管理」という概念である。この概念は、次のことを意味する（新製造物責任指令4条（5））。(a) 製造物の製造者が、次の行為を実行するか、または第三者の行為に関して、次の行為を許可し、またはこれに同意すること。(i) コンポーネントの統合、相互接続もしくは供給（ソフトウェアのアップデートまたはアップグレードを含む）、または(ii) 製造物の変更（実質的な変更を含む）⁶¹。(b) 製造物の製造者が、ソフトウェアのアップデートまたはアップグレードを自らまたは第三者を通じて供給する能力を有すること。

なお、製造物のアップデートやアップグレードを含む、より優れた製造

者代理して行為するための書面による委任を受けた、EU域内に拠点を置く自然人または法人をいう（新製造物責任指令4条（11））。日本でも、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和6年法律第67号）によって、製品安全4法上、海外事業者を規制対象化し、国内管理人の選任を義務付けるようになった。この法律の制定に向けた準備段階としての、経済産業省「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」における議論状況については、経済産業省のウェブサイトhttps://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/consumer_products/index.htmlを参照。筆者も、同検討会の委員を務めた。

60 ここでいう「フルフィルメント・サービス提供者」とは、商業活動の一環として、次のサービスのうち2つ以上を提供する自然人または法人をいう（新製造物責任指令4条（13））。すなわち、自己の所有権に帰属しない製造物について行う倉庫保管、梱包、宛名付け、および発送、である。ただし、指令97/67/ECの2条1号に定義される郵便サービス、規則（EU）2018/644の2条2号に定義される小包配送サービス、その他の郵便サービスまたは貨物輸送サービスは、含まれない。

61 「実質的な変更」については、後掲「3 循環型経済における製造物への対応」を参照。

物がすでに市場に投入されている、またはその後に販売されているという理由のみをもって、製造物に欠陥があるとみなされることはない（新製造物責任指令7条（3））。

3 循環型経済における製造物への対応

近年、EUでは、消費者法の領域の中でも、循環型経済をはじめとする持続可能性の促進のための具体的な法的措置が採られてきている⁶²。新製造物責任指令もその一環を担っており、除斥期間（新製造物責任指令17条）が重要な役割を果たしている。以下、時効期間と併せて紹介する。

（1）時効期間

加盟国は、新製造物責任指令の適用範囲に含まれる損害に対する賠償請求手続の開始について、3年の時効期間が適用されることを確保しなければならない。時効期間は、被害者が次の事項のすべてを認識し、または合理的に認識するべきであった日から開始する（新製造物責任指令16条）。

（a）損害、（b）欠陥、（c）新製造物責任指令8条（後掲）に基づき損害の責任を負う可能性のある関連経済事業者の身元。

（2）除斥期間

加盟国は、10年の期間の満了後、新製造物責任指令に基づいて損害賠償を受ける権利が消滅することを確保しなければならない。ただし、その間に、被害者が8条（後掲）に従って責任を問われる可能性のある事業者に対して訴えを提起した場合を除く。その期間は、次の日から始まるものと

62 詳細については、谷本圭子「消費者法と持続可能性原則——「欧州グリーン・ディール」からの示唆——」立命409号（2023年）411頁以下、カライスコスアントニオス「持続可能性と消費者法」法の支配214号（2024年）73頁以下を参照。

されている（新製造物責任指令17条）。(a) 損害を生じさせた欠陥のある製造物が市場に投入された日、または使用開始された日、(b) 実質的に変更された製造物の場合、その製造物が実質的な変更後に市場に投入された日、または使用開始された日、である⁶³。

ここでいう「実質的な変更」とは、再製造、改修、修理等のことである（新製造物責任指令前文（39））。より具体的には、「実質的な変更」とは、製造物が市場に投入または使用開始された後に行われる変更であって、次のいずれかに該当するものを意味する（新製造物責任指令4条（18））。

(a) 関連するEUまたは加盟国内の製品安全に関する準則において実質的なものとみなされる変更、(b) 関連するEUまたは加盟国内の製品安全に関する準則で重要な変更とみなされる基準が定められていない場合には、次の条件を満たす変更。(i) 製造物の元の性能、目的、または種類を変更し、その変更が製造者の初期リスク評価で予見されていなかったこと。(ii) 危険の性質を変更し、新たな危険を生じさせる、またはリスクレベルを増加させること、である。

製造者の管理外で製造物を実質的に変更し、その後それを市場に提供し、または使用に供する自然人または法人は、その製造物の製造者とみなされる（新製造物責任指令8条（2））。さらに、新製造物責任指令8条（2）に規定する製造物を変更する者は、損害の原因となった欠陥が変更の影響を受けない製造物の部分に関係していることを証明すれば、責任を免れる（新製造物責任指令11条（1）(g)）。

このように、新製造物責任指令は、修理の推進を明示的に義務付けているわけではないものの、大幅な変更後において新製造物責任指令の除斥期限をリセットする規定を通じて、消費者の信頼を強化し、かつ、責任ある安全な修理を促進する枠組みを構築しているのである。

63 この規定により、修理を含む「実質的な変更」への信頼を高め、これらを促進している。

4 EU域外で製造された製造物に対する責任

日本におけるのと同様に、EUでも、EU域外で製造された製造物の欠陥によって損害が生じた場合に、それについて責任を負う主体をどのように取り扱うのが問題となった⁶⁴。そこで、新製造物責任指令では、責任主体としての経済事業者（新製造物責任指令8条）の概念を通じてこのことへの対応がされている。この規定によると、欠陥のある製造物について責任を負う「経済事業者」は、次の通りである（新製造物責任指令8条（1））。(a) 欠陥のある製造物の製造者、(b) 欠陥のある部品の製造者、(c) 製造物または部品の製造者がEU域外に設立されている場合には、次の者（ただし、その製造物の製造者の責任が損なわれるわけではない）。(i) 欠陥のある製造物または部品の輸入者、(ii) 製造者の権限ある代理人（前掲注（59））、(iii) EU域内に設立された輸入者または権限ある代理人がない場合は、フルフィルメント・サービス提供者。前記（1）(a)の製造者の責任は、欠陥のある部品が製造者の管理下にある製造物に組み込まれていたり、相互接続されていたりした場合には、その欠陥のある部品によって生じた損害も対象とする。さらに、製造者の管理外で⁶⁵ 製造物に実質的な変更を加え、その後、製造物を市場に投入したり、使用を開始したりする自然人または法人は、前記（1）の目的上、その製造物の製造者とみなされる（新製造物責任指令8条（2））。

加盟国は、前記（1）で言及され、EU域内に設立されたものである事業者のうちの1人が特定できない場合、欠陥のある製造物の各販売者が、次の場合に責任を負うことを確保しなければならない（新製造物責任法8条（3））。すなわち、(a) 被害者が販売者に対し、前記（1）で言及され、EU域内に設立された経済事業者のうちの1人が特定されるか、また

64 日本での議論状況については、たとえば、前掲注（59）の検討会における資料等を参照。

65 「製造者の管理」については、前掲「2（3）」を参照。

はその製造物を供給した販売者自身に対する販売者を特定するよう要求した場合であって、(b) その販売者が、前記 (a) に規定する要請を受けてから1か月以内に、前記 (a) に規定される経済事業者または自己に対する販売者を特定しなかったとき、である。前記8条(3)の規定は、消費者が事業者と通信取引契約を締結できるようにするオンライン・プラットフォームの提供者であって、経済事業者ではない者にも準用される(新製造物責任指令8条(4))。

前記のような「特定」を求める規定との関係では、デジタル・サービス規則(EU) 2022/2065⁶⁶(デジタル・サービス法、DSA)の30条において、いわゆる「ビジネス顧客確認義務」が定められていることの意義は大きい。すなわち、この規定は、EUの消費者に製品やサービスを提供する事業者を受け入れるオンライン・プラットフォームに対し、事業者(出店者)がサービスを利用する前に、事業者に関する特定の情報を収集し確認することを義務付けているのであり、このことによって、前記のような「特定」が促されることになる⁶⁷。

66 Regulation(EU) 2022/2065 of the European Parliament and of the Council of 19 October 2022 on a Single Market For Digital Services and amending Directive 2000/31/EC(Digital Services Act). 提案段階の同規則の和訳として、川村尚子訳「EUデジタルサービス法(規則)提案」消研10号(2021年)339頁以下がある。また、提案段階の同規則に関する分析として、カライスコス アン トニオス「デジタル・サービス法パッケージの概要」消研10号(2021年)109頁以下、川村尚子「デジタルサービス法(DSA)規則提案にみるデジタルプラットフォーム規制」消研14号(2023年)77頁以下、張睿映「EUにおけるプラットフォーム規制と『デジタルサービス法』規則案の意義」独協115号(2021年)211頁以下を参照。

67 この仕組みによる事業者(出店者)のトレーサビリティの可能性については、たとえば、Caroline Cauffman and Catalina Goanta, *A New Order: The Digital Services Act and Consumer Protection*, European Journal of Risk Regulation, no. 12(2021), p. 761などを参照。

5 情報へのアクセス

新製造物責任指令では、被害者による権利行使をより容易にするために、被害者に対する証拠の開示に関する規定が設けられている（新製造物責任指令9条）。これによると、欠陥のある製造物によって生じた損害について国内裁判所における訴訟で損害賠償を請求している被害者（「請求者」）の要請があった場合において、請求者が賠償請求の妥当性を裏付けるのに十分な事実と証拠を提示したときは、被告は、被告の所持する関連証拠を開示するよう求められる（新製造物責任指令9条（1））。他方で、被告による、請求者に対する情報開示請求も可能となっている（新製造物責任指令9条（2））。証拠の開示は、国内法に従い、必要かつ相応な範囲に限定される（新製造物責任指令9条（3））。また、特に機密情報および企業秘密の保護に関して、第三者を含むすべての関係者の正当な利益が考慮される仕組みとなっている（新製造物責任指令9条（4））。

6 立証責任

新製造物責任指令では、前記の情報開示請求に加えて、被害者による権利行使を支援するために、立証責任との関係でも工夫がされている（新製造物責任指令10条）。まず、旧製造物責任指令におけるのと同様に、原告である被害者は、製造物の欠陥、被った損害、およびその欠陥と損害との因果関係を立証しなければならない（新製造物責任指令10条（1））。しかし、その立証責任の負担を軽減するために、製造物の欠陥は、次のいずれかの条件が満たされる場合には推定されることとされている（新製造物責任指令10条（2））。(a) 被告が、前掲の9条（1）に従って関連する証拠を開示しなかった場合、(b) 原告が、製造物が、被害者が被った損害のリスクから保護することを意図したEU法または国内法に規定された強制的な製品安全要件に準拠していないことを証明した場合、(c) 原告が、損害が合理的に予見可能な使用中または通常の状況下での製造物の明らか（龍法 '25）57-4, 52（698）

な不具合によって引き起こされたことを証明した場合、である。

製造物に欠陥があり、生じた損害が欠陥と典型的に一致する種類のものであることが立証された場合、製造物の欠陥と損害との因果関係が推定される（新製造物責任指令10条（3））。また、裁判所は、前掲の9条に従って証拠が開示され、事件の関連するすべての状況を考慮したにもかかわらず、次の事項に該当する場合には、製造物の欠陥またはその欠陥と損害との因果関係、あるいはその双方を推定する（新製造物責任指令10条（4））。(a) 原告が、特に技術的または科学的な複雑さのために、製造物の欠陥またはその欠陥と損害との因果関係、あるいはその双方を証明するのに過度の困難に直面している場合、(b) 原告が、製造物に欠陥がある可能性が高いこと、欠陥と損害との因果関係、またはその双方を実証している場合、である。被告は、前記の10条（2）、（3）および（4）の規程で定められている推定に対して反証する権利を有する（新製造物責任指令10条（5））。

7 対象となる損害

新製造物責任指令では、損害賠償請求権の対象となる損害については、次の種類の損害のみである旨が定められている（新製造物責任指令6条（1））。(a) 死亡または人身傷害（医学的に認知された精神的健康への損害を含む）。(b) 財産の損害または破壊。ただし、次の損害を除く。（i）欠陥のある製造物自体、（ii）その製造物の製造者によってまたはその製造者の管理下において、製造物に統合または相互接続された欠陥ある部品によって損害の生じた製造物、（iii）専ら職業上の目的で使用される財産。(c) 職業上の目的に使用されていないデータの破壊または破損。損害賠償請求権は、前掲6条（1）に規定されている損害から生じるすべての物質的損失を対象とする。損害賠償請求権は、国内法に基づいて賠償できる範囲で、前掲6条（1）に規定されている損害から生じる非物質的

損失も対象とする（新製造物責任指令6条（2））。

8 完全平準化

EU加盟国は、新製造物責任指令を国内法化する義務を負うところ、消費者その他の自然人の保護レベルを異なるものにするために、より厳格または緩やかな規定を含む、指令で定められた規定と異なる国内法上の規定を維持または導入してはならないこととされている（新製造物責任指令3条）。ただし、新製造物責任指令に別段の定めがある場合は除かれる。このことから明かなように、新製造物責任指令は最大限平準化指令（完全平準化指令）であり、製造物責任の領域における高度の平準化を達成するものとなる⁶⁸。なお、旧製造物責任指令には、完全平準化指令である旨の規定は置かれていなかったが、一般的に最大限平準化指令として理解され、実際に、EU司法裁判所の2002年の判決C-52/00において⁶⁹、最大限平準化指令である旨が明確にされた。

IV 日本法への主な示唆

最後に、簡単にはあるが、さしあたり、本稿における検討から日本法

68 下限平準化指令や最大限平準化指令の仕組みなどについては、たとえば、谷本圭子＝坂東俊矢＝カライスコス アントニオス『これからの消費者法——社会と未来をつなぐ消費者教育』（第2版、法律文化社、2024年）195頁以下〔カライスコス〕、カライスコス アントニオス『不公正な取引方法と私法理論——EU法との比較法的考察』（法律文化社、2020）14頁以下などを参照。

69 *Commission of the European Communities v French Republic* (Case C-52/00). 他方で、一部の学説では、旧製造物責任指令に曖昧さや加盟国の裁量に任されている部分があるため、最大限平準化を達成できていないと主張されている。詳細については、Fidelda White, *Directive 85/374/EEC concerning liability for defective products: in the name of harmonisation, the internal market and consumer protection*, in: Paula Giliker (ed), *Research Handbook on EU Tort Law*, Edward Elgar Publishing, pp. 128 ff.を参照。

に対して得られる示唆のうち、最も重要であると思われるいくつかの項目についてまとめることで、本稿を閉じることとしたい。

第1は、ソフトウェアが、製造物の概念に明示的に含まれたことである。日本の製造物責任法では、ソフトウェアは、それ単体では「製造物」とならないが、製造物（パソコン機器など）にインストールされて販売されたような場合には、その機器と一体として「製造物」になり、製造物責任を問うことができるとされている。そして、何をもって「一体」とすることができるのかは明確ではなく、このことが争点となった裁判例もない⁷⁰。これに対し、新製造物責任指令におけるソフトウェアの位置づけは、製造物のデジタル化を正面から捉えるものであり、消費者保護に寄与するとともに、製造者の責任を明確化するものとして、評価できよう。

第2は、アップデートやアップグレードについて、正面から対応がされていることである。本稿で見たように、新製造物責任指令では、アップデートやアップグレードが欠如している場合、不完全である場合、または不十分である場合に、製造物が欠陥のあるものに該当する可能性があることが定められている。そして、製造物の安全性や機能を維持するためにアップデートやアップグレードが必要な場合、これが行われないことは、製造物を欠陥のあるものとして取り扱う理由となり得る。特に重要なのが、このような新たな規定により、製造物の「欠陥」の有無が評価される基準点が、従来のように1つの固定された時点、すなわち製造物が市場に投入された時点でなく、その後のアップデートやアップグレードの有無や内容を踏まえて継続的に行われることが可能とされている点であろう。

第3は、新製造物責任指令では、オンライン・プラットフォームの製造

70 米村滯人教授が、2024年8月19日に消費者庁から受けたヒアリング「製造物責任に関する近年の裁判実務の動向」の概要を参照。同ヒアリングの概要は、消費者庁のウェブサイト「我が国と海外の製造物責任を巡る有識者・実務家ヒアリング」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_reference/hearing)で閲覧できる。

物責任について規定されていることである。新製造物責任指令は、オンライン・プラットフォームに対して、販売者（出店者）の身元を確認しない場合（新製造物責任指令11条、12条、14条）や、欠陥のある製造物の販売にそのプロモーションなどを通じて積極的に関与した場合（13条）について責任を負わせている。このように、オンライン・プラットフォームが製造物責任を負う場合があることが定められていることの意義は大きい⁷¹。

なお、他にも、新製造物責任指令による、製造物の修理の強化を通じた持続可能性の促進等、示唆に富む項目は多数存在する。

他方で、製造者の観点から見ると、新製造物責任指令における各種変更は、製造者の責任リスクの増加につながり、それがさらに製造者の責任保険料の上昇を引き起こす可能性がある旨が指摘されている⁷²。この見解によれば、増加した責任リスクのコストを製造者が消費者に転嫁することが合理的に予想されるという。このようなことから明らかなように、日本における製造物責任の将来的なあり方については、複合的な視点からの考察が欠かせないが、より詳細には、別の機会に検討することとしたい。

〔注記〕本稿は、筆者が、2024年7月23日に消費者庁から受けたヒアリング「新PL指令の概要」の基となった原稿に、加筆修正やアップデートな

71 なお、オンライン・プラットフォームの製造物責任指令について、日本を含む国際的な展開を参照しつつ分析を行う論文として、Duncan Fairgrieve and others, *Product Liability and Online Marketplaces: Comparison and Reform*, *International & Comparative Law Quarterly*, vol. 73, issue 2(2024), pp. 477 以下を参照。

72 新製造物責任指令提案の段階における指摘ではあるが、採択された新製造物責任指令の最終版にも該当するものとして、Marija Karanikić Mirić, *Product liability reform in the EU*, in: Dunja Duić and Tunjica Petrašević (eds.), *Digitalization and Green Transformation of the EU*, *EU and Comparative Law Issues and Challenges Series (ECLIC)*, vol. 7, Osijek, 2023, p. 402を参照。

どを行い、脚注を追加等して掲載するものである。ヒアリングの概要は、消費者庁のウェブサイト「我が国と海外の製造物責任を巡る有識者・実務家ヒアリング」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_reference/hearing)で閲覧できる。本研究については、JSPS科研費24K04678の助成を受けた。